

高知大学課外活動施設管理運営規則

平成16年4月1日
規則第154号

最終改正 平成31年3月27日規則第100号

(設置)

第1条 高知大学に、高知大学課外活動施設（以下「課外活動施設」という。）として、課外活動共用施設、合宿研修施設及び課外活動体育施設を置く。

(目的)

第2条 課外活動施設は、本学学生の課外活動を盛んにし、教養を高め、豊かな人間性を育成することを目的とする。

(管理運営)

第3条 課外活動施設の管理運営は、法令の定めるもののほか、この規則の定めるところに基づき理事（教育担当）が行い、運営に関する基本的事項は、高知大学学生支援委員会が審議する。

(施設の使用)

第4条 課外活動施設の使用については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。